

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令案
に関する意見募集の結果について

令和7年11月28日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令案について、令和7年9月20日（土）から同年10月20日（月）まで御意見を募集したところ、8件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する考え方
1	私は障害がありますが 個人を特定しうるものでは医療的な特徴や社会的な特徴など こういうのもどこまでが配慮されるのかがわからないまた 当事者の悩みなどでも関連してくることもありどこまで一般 化できるのだろうかと思う	御意見として承りました。 なお、第三者へ提供する情報は、自治体や事業所が有する障害福祉等関連情報を、個人が特定されないように匿名処理を施したものであり、国が保有している情報となります。第三者への提供に際しては、国が保有している当該情報について、更なる匿名処理を施すこととなります。障害福祉データベースのデータ提供申出者が守るべきルール、厚生労働省及びこども家庭庁が実施するデータ提供に係る手続、審査基準が定められたガイドラインにおいては、少数の集団に着目して細かい集計値を公表

		<p>されることがないように配慮し、申出時・公表前に確認をする旨の記載をしているところです。</p> <p>また、匿名障害福祉等関連情報の提供申出があった場合には、当該提供申出のあったデータについて、第三者への提供の可否等について専門的観点から審査を行うため、社会保障審議会障害者部会及びこども家庭審議会障害児支援部会に「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会」を設置し、審査することとしております。</p>
2	<p>> 3. 根拠条項</p> <p>> ○ 令第43条の8第2項とあるが、少なくとも https://laws.e-gov.go.jp/law/418C00000000010/20251001_507C00000000085 には当該条文はない。</p>	<p>11月21日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令」により改正された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第50条になります。なお、上記の一部改正政令は技術的な修正を行った上で制定することとしたため、第43条の8が第50条に変更されました。</p>
3	<p>1. 改正の概要○1に「特定の障害者等及びこれに準ずる者」とあるが、「特定の」、「等」、「これに準ずる」とあいまいな文言が3つもあり、具体的な指示内容が不明である。</p> <p>2. 同○4の「民間事業者」は、公益業務の実施と補助金等の受給が要件とされないただの民間事業者でもよいのか？</p>	<p>【1について】</p> <p>御意見を踏まえ、「障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等、障害児の保護者、医師その他の障害福祉等関連情報によって識別される特定の個人」と修正いたしました。</p> <p>【2について】</p>

		<p>「民間事業者」については、法第 89 条の 2 の 3 第 1 項第 3 号において、主務大臣は、匿名障害福祉等関連情報を利用し、「民間事業者その他の主務省令で定める者」であって「障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)」を行うものに提供することができる」とされているところであり、本命令において、匿名障害福祉等関連情報の提供申出者の範囲等（第 68 条の 3 の 7）及び匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務（第 68 条の 3 の 8）をそれぞれ定めたところです。</p>
4	<p>私は精神障害の当事者として、改正法に基づく匿名障害福祉等関連情報（以下「匿名情報」）の第三者提供制度が、当事者の尊厳・安全・回復を最優先に設計されることを強く求めます。本制度は「公益性」を根拠にデータ活用を推進する一方で、再識別とスティグマ化、差別的な二次利用、当事者不在の意思決定という重大なリスクを内包します。以下、命令案「2679」を中心に、条文化可能な具体提案を示します。</p> <p>1. 再識別リスクと連結提供（2・6） 匿名化は手段であり保証ではありません。希少事象（長期入院、隔離・拘束、重大インシデント）、小地域、時系列、介入歴、家族構成や就労情報などの組合せにより、精神障害当</p>	<p>御意見として承りました。</p>

事者は再同定されやすい特性があります。さらに医療保険等
関連情報との連結は再識別確率を実質的に上げます。

提案：

- (1) 省令本文に小セル抑止 ($n < 10$ の非開示)、時系列・地理
の粗粒化、自由記述の原則除外（最低でも高度マスキング）
を明記。
- (2) 連結は**PPRL（プライバシー保護型レコード連結）方式
とし、ハッシュ鍵管理・ソルト更新・鍵への独立監査を義務
化。
- (3) 差分プライバシー等の定量基準（ ϵ の範囲、合成の上
限）を付表で具体化。
- (4) 年次の再識別テスト（外部レッドチーム）**と要約報告
の公表。再識別疑義が出た場合は即時停止・追加マスキ
ング・影響評価を義務付け。

2. 利用目的の限定と公益性の実質審査（4・5）

「公益性」は定義が広く、名目上は福祉増進であっても、実
質はコスト削減・選別・監視強化に傾く懸念があります。精
神障害分野では、とりわけ雇用・保険・与信・住宅等で不利
益が直結します。

提案：

- (1) 非許容目的の列挙（保険引受/料率設定、雇用スクリー
ニング、与信、警察・入管の捜査、AI による自動的不利益
決定）。

(2) 申出時に研究計画の事前登録（プリレジ）、方法・指標・解析コードの公開を義務化（営利は限定公開可だが審査機関には完全提示）。

(3) 独立 IRB＋当事者参画審査を必須にし、差別影響評価（DIA）を提出書類に含める。

(4) 成果物は統計的開示審査を経て公表。記述はスティグマ抑制指針に準拠。ランキング・自治体間「優劣」表示は禁止。

3. 申出者資格・過去不祥事の扱い（3・4・8）

罰金以上の刑歴 5 年の除外要件のみでは不十分です。過去の情報漏えい・倫理違反・COI 隠匿等が審査に反映されない恐れがあります。

提案：

(1) 情報事故・倫理違反歴の開示義務。ISMS 等の認証取得を提供条件に。

(2) 重大事故は一定期間の申出禁止、再犯は恒久排除と公表。

(3) 国保連合会等への委託（8）は、独立監査の定期実施と監査要約の公開を条件化。

4. 安全管理措置の具体化（7）

「区域の特定」等の抽象規定では足りません。

提案：

- (1) 物理・論理の閉域環境での解析（仮想デスクトップ、コピペ/外部媒体禁止）。
- (2) 全操作ログの改ざん検知・7年以上保存。
- (3) 成果物は出力審査ゲートを通過させ、k-匿名性などの閾値未満を自動検知し差し戻し。
- (4) 権限は職務限定・期限付き、人事異動時は再研修と権限失効を自動化。

5. 手数料とアクセスの公平（9）

過度な手数料は、NPO・当事者研究・地域小規模プロジェクトを排除します。

提案：

- (1) 減免規定（非営利/当事者団体/自治体協働は無償～低額）。
- (2) 原価構成の透明化と第三者評価。
- (3) 教育目的・地域福祉計画との連携研究は包括免除。

6. 透明性・救済と事故対応

提案：

- (1) 公開ダッシュボード（申請・審査・利用状況・成果物・苦情件数・再識別疑義）を常時更新。
- (2) 事故時は72時間以内に公的報告、被害者支援基金（法的支援・カウンセリング）を創設。

	<p>(3) 当事者向け易読資料（やさしい日本語・音声・点字・多言語）を整備。</p> <p>7. 指標設計と権利の基準化 入退院回転率や隔離・拘束件数等の「効率」指標単独は、現場に逆インセンティブを生みます。 提案：回復・権利指標（自己選好・住まいの確保・ピア支援・地域包摂・希望・学び/就労の継続）を必須指標に。危機介入は文脈説明と当事者レビューを条件付け。</p> <p>8. 当事者参画とサンセット 提案：制度設計・匿名化基準・成果物審査・事故検証の各段階に当事者枠を明記。制度は3年のサンセットとし、先行パイロット+第三者評価→本格施行の段階化を求めます。</p> <p>結語：匿名情報の活用は、当事者の安全・尊厳・回復を守る強固な土台があって初めて正当化されます。上記の最低基準を省令本文または付表で具体化してください。</p>	
5	<p>本制度の目的（政策立案の高度化・地域福祉の改善）に賛同しつつ、精神障害分野特有の再識別脆弱性とスティグマの連鎖を断つ実装設計を提案します。鍵は「技術的匿名化」だけでなく、ガバナンス・透明性・救済を三位一体にすることです。</p>	<p>御意見として承りました。</p>

<p>I. 匿名化の“運用品質”を底上げする</p> <p>データ分類と強度マトリクス</p> <p>データ要素を「直接識別子」「準識別子」「高感度自由記述」に層別化。精神・発達・依存・重複障害については強度高の基準（地理/時間の粗粒化、カテゴリー統合、自由記述の除外またはテンプレ化）を適用。</p> <p>連結の安全化</p> <p>PPRL での連結、鍵は独立機関が管理。鍵・塩のローテーション、失効と再発行手順を標準化。</p> <p>モデル化による漏えい抑止</p> <p>機械学習でのメンバーシップ推論・属性推定対策を明記（学習時の正則化、差分プライバシー学習、出力の信頼区間制約）。</p> <p>II. 公益性判断の透明化と当事者参加</p> <p>プリレジ+影響評価</p> <p>申出はプリレジ必須。差別影響評価（DIA）・ハーム最小化計画・バイアス緩和策を添付。</p> <p>非許容目的の明確化</p> <p>保険/雇用/与信/捜査/監視/自動的不利益決定を明示禁止。学術・行政計画・非営利評価に限定。</p> <p>当事者審査枠</p> <p>IRBに当事者委員を常設。少数意見は付帯意見として公開。不採択理由も要旨公開。</p>	
--	--

III. セキュア環境と成果物審査

閉域処理＋全ログ

データは持出不可。操作ログは長期保存し、研究者本人も閲覧可能（自己防衛のため）。

成果物ゲート

表の小セル、外れ値の逸話的記述、地理的特定を自動検知。統計的開示審査と当事者レビューを通過してから公表。

教育と認定

利用者は毎年の研修必須（スティグマ抑止、当事者理解、開示リスク、再現性）。修了者のみ権限付与。

IV. アクセス公平性と費用の設計

手数料の減免・免除

当事者団体・NPO・自治体協働は免除/低額。学生研究は指導教員の責任で免除枠。

原価の公開

算定式・原価項目を公開し、毎年レビュー。余剰は当事者支援基金に充当。

教育目的の包括契約

大学・専門職養成機関は包括利用契約でコスト最小化。

V. 透明性・説明責任・救済

公開ダッシュボード

申請～審査～利用～成果～苦情を可視化。やさしい日本語・多言語・読み上げ対応。

苦情・救済フロー

疑似再識別の申し立ては独立窓口が一次受付。72 時間以内に暫定措置、30 日以内に最終報告。

被害の二次予防

報道・SNS 二次拡散の抑止指針、関係機関への啓発、当事者の心理的・法的支援。

VI. 指標の再設計-「効率」から「回復・包摂」へ

隔離・拘束、入退院回転率、医療費指標だけで効果を測ると、現場は「数字のための運用」に陥ります。

提案：回復度（自己決定・生活満足・希望）、社会的包摂（住まい・関係性・ピア支援）、学び/就労の継続、地域生活への移行などの権利・回復指標を必須化。危機介入指標はナラティブの文脈と並記。

VII. パイロットとサンセット

まず限定領域でのパイロットを実施し、第三者評価（技術・倫理・当事者満足度）を経てスケール。制度全体には3年のサンセット条項を設け、見直しを義務付けます。

結語：データは人の生の記録です。当事者の尊厳・安全・回復に資する利用こそが公益です。上記提案を省令本文・付

	<p>表・運用手引に反映し、行政・研究者・当事者が「同じ方向を向ける」制度として施行されることを強く望みます。</p>	
6	<p>1. 総論（当事者としての基本的見解）</p> <p>改正法に基づく匿名障害福祉等関連情報（以下「匿名情報」）の第三者提供制度は、福祉施策の高度化に資する可能性がある一方、精神障害当事者にとっては再識別・スティグマ化・差別的二次利用のリスクが特に高い制度です。命令案は概括的には妥当と考えますが、「2 作成方法」「5 公益性」「6 他情報との連結」「7 安全管理」「9 手数料」等の要所において、具体基準の明記と当事者参画が不足していると判断します。以下、条文化・付表化が可能な水準で修正提案を申し上げます。</p> <p>2. 匿名化の具体基準化と再識別抑止（2・6 関係）</p> <p>小セル抑止と粗粒化</p> <p>省令本文に「人数 $n < 10$ の小セル非開示」「時系列（最小単位：四半期）・地理（最小単位：二次医療圏又は市町村以上）の粗粒化」を明記願います。希少事象（長期入院、隔離・拘束、重大インシデント、地域の単独事例）の単独公表は禁止としてください。</p> <p>自由記述の原則除外</p> <p>精神科領域の自由記述（トラウマ、家族関係、就労、嗜癖、自傷・他害のリスク評価等）は再識別性・烙印化の危険</p>	<p>御意見として承りました。</p>

が高いため、原則データ提供の対象外又は**高度マスキング（辞書置換・準構造化テンプレ化）**を付表で義務化願います。

連結は PPRL 方式

6の「連結して利用可能な情報」提供は**PPRL（プライバシー保護型レコード連結）を省令で標準方式とし、鍵・ソルトの独立管理、ローテーション、失効・再発行手順、監査ログ要件を付表（技術基準）**として明記してください。

差分プライバシー等の定量基準

解析・出力に対して差分プライバシー（ $\epsilon \cdot \delta$ の範囲、合成上限、再利用時の累積管理）を定量で規定。加えてk-匿名性、l-多様性、t-近接性等の最低閾値を付表に列挙ください。

再識別テストと停止条項

年1回以上の第三者レッドチームテストを義務化し、疑義発生時は提供停止・追加マスキング・影響評価・公表（要約）までを**標準運用手順（SOP）**として定めてください。

3. 公益性の実質審査と非許容目的の列挙（4・5関係）

非許容目的の明記

保険の引受・料率設定、雇用スクリーニング、与信・住宅選別、警察・入管の捜査、自動的不利益決定（スコアリング等）は、省令本文で明示禁止ください。

	<p>プリレジ+差別影響評価 (DIA)</p> <p>提供申出 (3) には、研究計画の事前登録 (プリレジ)、差別影響評価 (DIA)、ハーム最小化計画、再現可能性担保 (方法・擬似コード等) を必須化。営利の場合は限定公開可としつつ、審査機関には完全提示を求めます。</p> <p>独立 IRB+当事者参画審査</p> <p>**独立倫理審査 (IRB) に当事者委員枠を明記し、少数意見の付帯公表を義務化。「ランキング化」「自治体間の優劣付け」**などスティグマ誘発が懸念される提示方法は、成果物審査で差し戻し対象としてください。</p> <p>4. 申出者資格・委託先ガバナンス (3・4・8 関係)</p> <p>事故・不祥事歴の開示義務</p> <p>罰金以上 5 年間の要件だけでは不十分です。過去の情報漏えい・倫理違反・COI 隠匿の有無を開示させ、審査に反映してください。</p> <p>セキュリティ認証の条件化</p> <p>ISMS 等の情報セキュリティ認証、プライバシー影響評価の実施体制を提供前提として要件化ください。</p> <p>委託先の独立監査と公表</p> <p>8 の国保連等への委託は、年次独立監査と要約公表を条件とし、重大事故の際は一定期間の申出禁止、再犯は恒久排除・官報公表を規定ください。</p>	
--	---	--

5. 安全管理措置の具体化（7 関係）

閉域処理と持出不可

解析は**閉域環境（仮想デスクトップ）**に限定、外部媒体・コピー・スクリーンショットを技術的に制限。

監査ログの長期保存

アクセス・操作ログは改ざん検知付で7年以上保存、本人照会権（自己防衛のための開示請求）も整備ください。

成果物ゲート

統計的開示審査（小セル検知・外れ値逸話抽出・地理特定リスク評価）を通過しない成果物は公表不可。当事者レビューを併用し、表現上のスティグマ誘発を抑止してください。

6. 手数料・アクセス公平（9 関係）

減免規定の明文化

当事者団体・NPO・自治体協働・教育目的は免除～低額化を省令又は通知で明記ください。

原価の透明化

算定式・原価項目・回収方針を公開し、毎年レビュー。余剰は当事者支援基金（心理・法的支援）へ充当を希望します。

7. 透明性・救済・事故対応

公開ダッシュボード

申請～審査～利用～成果物～苦情・事故を一覧化し、やさしい日本語・音声読み上げ・点字・多言語対応で常時公開ください。

迅速な救済

再識別疑義・スティグマ被害の申立は独立窓口が一次受付し、72 時間以内に暫定措置・30 日以内に最終報告。

二次被害抑止

報道・SNS 拡散の抑止指針を作成し、関連機関へ周知してください。

8. 評価指標の再設計（効率→回復・包摂）

入退院回転率・隔離拘束等の「効率指標」が単独で用いられると、現場に逆インセンティブが生じます。自己決定・希望・住まい・関係性・ピア支援・学び/就労継続・地域生活移行等の権利・回復指標を必須とし、危機介入指標はナラティブの文脈と併記してください。

9. 当事者参画の制度化と時限措置

制度設計、匿名化基準策定、成果物審査、事故検証の各段階に当事者枠を明記願います。制度全体に3年のサンセット条項を設け、先行パイロット→第三者評価→本格施行の段階化を求めます。

10. 結語

	<p>匿名情報活用は、当事者の安全・尊厳・回復を最優先に据えることで初めて「公益」となります。上記提案を省令本文・付表・運用通知に反映くださいますよう強く要望いたします。</p>	
7	<p>1. 趣旨 本制度の目的（政策立案の高度化、地域福祉の改善）に賛同します。そのうえで、精神障害分野に特有の再識別脆弱性とスティグマ連鎖を断つため、**技術（匿名化）・統治（ガバナンス）・救済（被害対応）**を一体化した実装設計を提案します。制度の信頼性は、当事者が「安心してデータを託せる」かどうかにかかっています。</p> <p>2. 匿名化の運用品質を底上げする（2・6） データ分類と強度マトリクス 要素を1直接識別子、2準識別子（年齢・地域・時点・サービス利用歴等）、3高感度自由記述に層別化。精神・発達・依存・重複障害は强度高を適用（地理・時間の粗粒化、カテゴリ統合、自由記述の原則除外/テンプレ化）。</p> <p>連結の安全化 PPRL を標準に、鍵管理は独立機関。鍵・ソルトは定期ローテーションし、失効・再発行 SOP を定める。 AI/統計モデルの漏えい対策</p>	<p>御意見として承りました。</p>

メンバーシップ推論・属性推定に対し、差分プライバシー学習、過学習抑制（正則化）、出力の信頼区間制約を明文化。

第三者検証

年次の外部レッドチーム、疑義時の提供停止・再設計・要約公表までをルーチン化。

3. 公益性の透明化と当事者参加（4・5）

プリレジ+差別影響評価（DIA）

申出書には目的・仮説・方法・指標・バイアス緩和策・再現性担保を含むプリレジを必須化。DIAは雇用・保険・与信・住宅・教育・地域間比較の二次不利益に特化した評価項目を付表で標準化。

非許容目的の列挙

保険引受/料率、雇用選別、与信・住宅選別、警察・入管の捜査、監視、自動的不利益決定を明示禁止。学術・行政計画・非営利評価に限定。

当事者審査枠と付帯意見の公開

IRBの当事者委員を常設し、少数意見を付帯意見として公開。採択・不採択の理由要旨も公表して透明性を確保。

4. セキュア環境・成果物審査・教育（7）

閉域処理+全ログ

取り扱い区域は明確化のうえ、閉域環境で処理。外部媒体・印刷・画面持出を技術的に制限。操作ログは7年以上保存し、本人による自己照会も認める。

統計的開示審査＋当事者レビュー

小セル・地理特定・逸話的外れ値の自動検知、成果物ゲートを必須化。当事者レビューを組み合わせ、スティグマ誘発表現を抑止。

研修と認定

利用者は毎年の研修（スティグマ抑止、当事者理解、開示リスク、再現性・研究倫理）を受講し、修了者のみ権限付与。受講率をダッシュボードに公開。

5. アクセスの公平と費用（9）

減免・免除の明文化

当事者団体、NPO、自治体協働、教育目的（指導教員の責任下）は免除～低額化を明記。

原価と余剰の使途

手数料の原価内訳・算定式・見直し周期を公開。余剰は**当事者支援基金（カウンセリング・法的支援）**へ充当。

包括契約

大学・職能養成機関は包括契約によりコスト低減と利用促進を図る。

6. 透明性・救済・周知

公開ダッシュボード

申請～審査～利用～成果物～苦情・事故・再識別疑義を可視化し、やさしい日本語・多言語・読み上げ対応で常時公開。

救済フロー

独立窓口が一次受付し、72時間以内に暫定措置、30日以内に最終報告。二次拡散抑止指針を整備。

広報・相談

当事者向けパンフ、動画、LLマンガ等でわかりやすい説明と相談体制（ピアスタッフ配置）を確保。

7. 評価指標の再設計（効率→回復・包摂）

自己決定・希望・住まいの安定・関係性・ピア支援・学び/就労継続・地域生活移行といった権利・回復指標を必須化。危機介入の数値はナラティブと併記し、単純なランキングや自治体間の優劣表示は禁止。

8. パイロットと見直し（時限措置）

限定領域でのパイロット→第三者評価（技術・倫理・当事者満足度）→段階的拡大の順で実施。制度全体には3年のサンセット条項を設け、必ず総点検を行う。

9. 結語

	本制度の信頼は、当事者の安心と納得の上に成り立ちます。 上記提案を省令本文・付表・運用手引で具体化いただき、行政・研究者・当事者が協働して「安全に役立つデータ活用」を実装されることを強く希望します。	
8	反対	反対の御意見として承りました。